

福島県浜通りで発生した地震に伴う 大雨警報・注意報基準の暫定的な運用について

福島県浜通りで発生した地震による地盤の緩みを考慮し、今後、福島県では大雨警報・注意報について、基準を引き下げて運用します。

平成 23 年 4 月 11 日 17 時 16 分頃に福島県浜通りで発生した地震により、福島県では古殿町で震度 6 弱を観測しました。

古殿町では、これまで以上に地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より更に高いと考えられます。

このため、古殿町では大雨警報・注意報について、これまで通常基準の 8 割に引き下げていた土壌雨量指数基準を、通常基準の 6 割に引き下げた暫定基準で運用します。

なお、3 月 11 日に発生した「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」による古殿町以外の暫定基準は引き続き運用します。

県内の暫定基準による運用は、具体的には次のとおりとします。

【通常基準の 6 割で運用する市町村】

古殿町（※）、郡山市、郡山市湖南、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、猪苗代町、西郷村、中島村、矢吹町、棚倉町、玉川村、浅川町、小野町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、飯舘村

※は今回の地震で通常基準の 6 割に変更した町です。

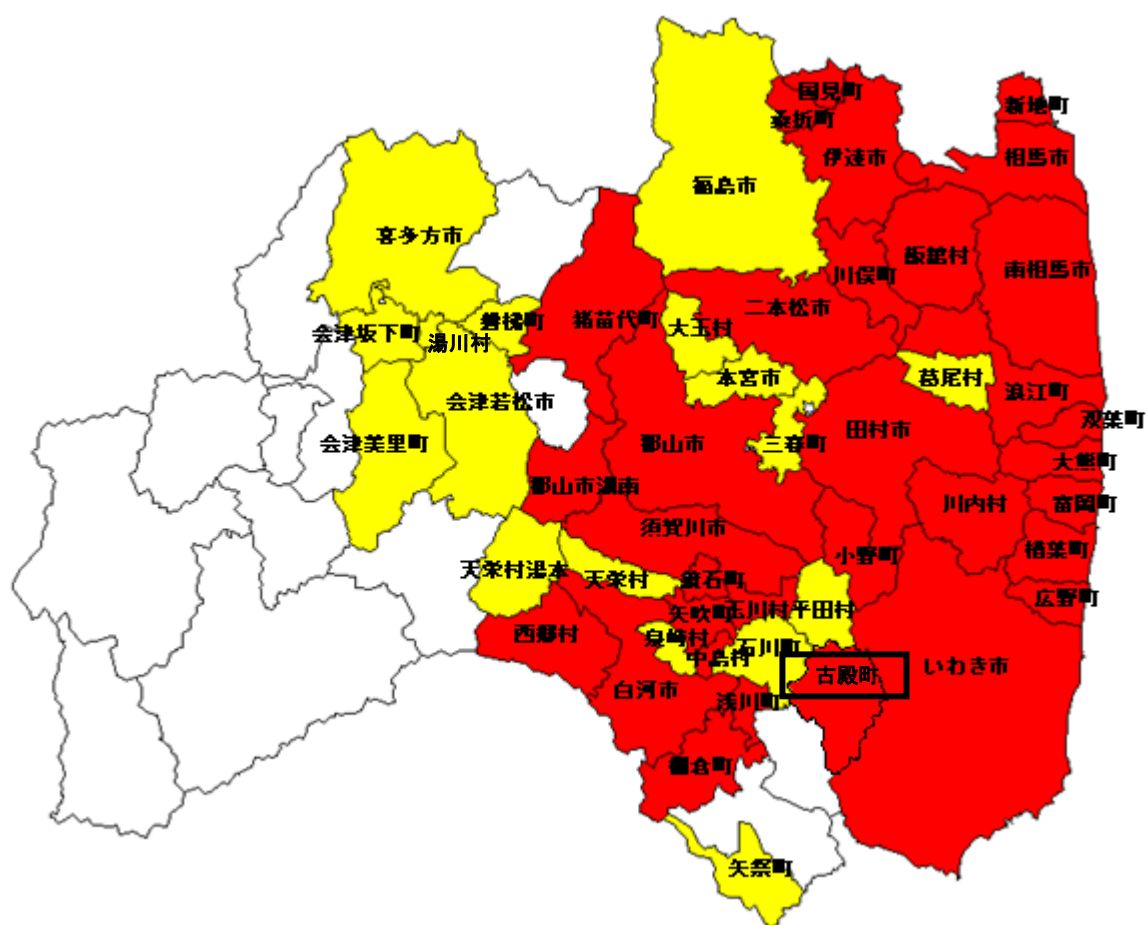
【通常基準の 8 割で運用する市町村】

福島市、会津若松市、喜多方市、大玉村、本宮市、磐梯町、会津坂下町、湯川村、会津美里町、泉崎村、矢祭町、石川町、平田村、三春町、葛尾村、天栄村、天栄村湯本

なお、地震後の降雨と土砂災害の関係を引き続き調査し、必要に応じて暫定基準を変更します。

本件に関する問い合わせ先
福島地方気象台防災業務課
防災気象官（電話 024-534-0321）

通常基準を暫定的に変更する市町村



で囲んだ町は、今回の地震により通常基準の 8 割を 6 割に変更して運用する町

 通常基準の 6 割に引き下げる市町村

通常基準の 8 割に引き下げる市町村